

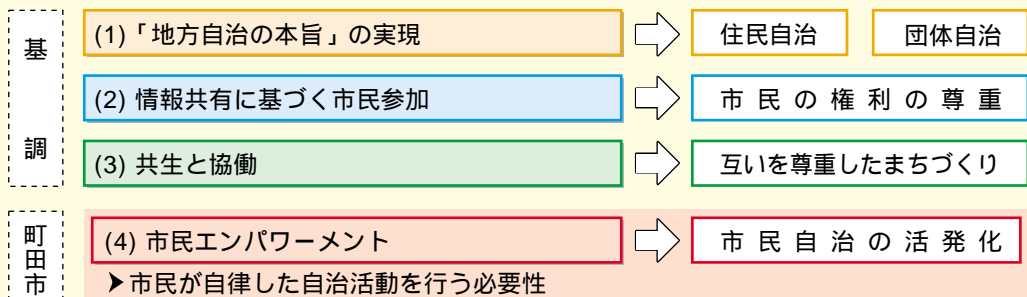
町田市における自治基本条例のあり方について 「答申案」への意見募集を行います

意見募集期間：1月11日(水)～1月25日(水)

問 企画調整課 ☎724・2103

町田市における自治基本条例のあり方のイメージ案

【基本理念】



エンパワーメント...市民の本来持っている力を引き出すとともに社会的権限を与えること

【基本原則】

地域共治（ガバナンス）

行政主導から協働へ
市民・NPO・国・都・事業者を巻き込んだガバナンス

立法・行政の主体としての市の役割：市民との協働関係の確立
市民、事業者、団体間相互の協働を促進する市の役割：受け皿づくりと調整

計画的・市民参加型行政運営（マネジメント）

明確な目標設定と「政策責任」「執行責任」の位置づけ
情報公開と参加のある「行政運営の循環」の確立
行政計画から公共計画へ

具体的な内容

地域における自治を担う主体の権利及び責務（義務）に関する一般規範

市民等の権利及び責務
まちづくりに参加する権利と知る権利を有し、自らの責任と役割を認識した行動が求められます。

行政等の責務（義務）
市民等が対等な立場でまちづくりに参加し、協働を実現するための環境整備が求められます。

議会の権利及び責務（義務）
行政運営に対して、議会権能としての諸権利を有するとともに、行政を統制する責務を負うことが求められます。

行政運営の循環（マネジメントサイクル）における運営規範

町田市が実施する施策や事業について、各過程において、市民等がどのように権利を行使し、参加、参画するのかを明らかにします。

運営・活動に関する基本的事項についての規定

1. 議会の運営・活動に関する基本的事項についての規定

条例の要素として明記すべき事項

- 開かれた議会に向けた取組
- 議会と市民の関係の明確化
- 新たな議員・議会の規定
- 事務局体制の強化

今後更に検討を要する事項

- 議員の代表性のあり方（地域の代表か、市全体の代表か）
- 新たな議会の可能性と位置づけ

2. 地域共治（ガバナンス）組織に関する基本的事項についての規定

地域共治組織のあり方

- 町内会・自治会や商店街組織の活性化の必要性
- 新たな地域共治組織の担い手である多様な主体
- 地域コミュニティの選択肢としての小学校区単位
- 新たな地域共治組織としての地域自治区制度
- 新たな地域共治組織の重層化

実現に向けて検討すべき事項

- 権限と予算の配分に関する検討
- コミュニティ基金の設立に関する検討
- 中間支援組織の役割と必要性の検討

3. 住民投票制度に関する基本的事項についての規定

住民投票制度の方向性

- 制度的な拘束力（決定か・諮問か）
- 「常設型」と「個別設置型」住民投票制度
- 技術的要件（情報提供・区域投票を認めるか）
- 発議権及び投票権（年齢は・外国籍の方は）
- 制度要件（発動要件、成立要件、対象事項など）

町田市で活動する人たちが団体などが地域を共に治めるためのルール「自治基本条例」のあり方を検討してきた「町田市自治基本条例検討委員会」（委員長：人見剛・北海道大学教授）は、「地域共治（ガバナンス）」、「計画的・市民参加型行政運営（マネジメント）」を基本原則とする「町田市における自治基本条例のあり方について・答申（案）」を作成しました（概要は2、3面に掲載）。

検討委員会は2005（平成17）年6月に寺田市長の委嘱を受け発足、学識経験者と、公募市民団体、町内会・自治会、商工団体、NPO団体、福祉団体の代表8名で構成し、地域を共に治めるためのルールづくりの議論を行ってきました。また、9月には、「中間まとめ」の骨格を市民に紹介する「第1回広聴会」を開催するとともに、11月には意見募集（パブリックコメント）を実施するなど、市民の皆さんからの意見や要望も組み入れながら検討作業を進めてきました。

ここで、2月の答申に向けて、「答申（案）」に対する意見募集を行うことになりました。この「答申（案）」は市政情報「やまびこ」、各市立図書館、各市民センターなどで無償配布しているほか、町田市ホームページでもご覧いただけますので、ご一読の上、ご意見・ご要望をお寄せ下さい（提出方法につきましては裏面をご覧ください）。

第2回広聴会を開催します！

今回作成した「答申（案）」の内容説明と市民の皆さんのご意見を伺うため、第2回広聴会を開催します。

日時：1月15日（日）午後1時30分～午後4時30分

場所：市役所本庁舎地下特別会議室 [定員100名]

第2回広聴会に参加を希望される方は、会場の都合上、事前に企画調整課（☎724・2103）までお申し込み下さい。

自治基本条例Q&A

Q. 自治基本条例って何なの？

A. 一般的には、まちの基本的なあり方や行政の基本ルールを定めるものです。自治体と地域市民にとって最も大事なルールと言えます。2001（平成13）年に北海道二セコ町で「二セコ町まちづくり基本条例」が施行されたのが契機となり、現在30以上の自治基本条例が制定されています。さらに100を超える市町村で「自治基本条例」の策定に向けた取り組みが行われています。

Q. なぜ自治基本条例が必要なの？

A. 皆さんの暮らし方や価値観が変わってきて、従来の町内会などを核とした地域社会だけでは対応できないことも増えてきています。また、地方分権時代を迎え、市町村は独自性の高いまちづくりをすることが求められており、市民をはじめ、町内会・自治会、事業者、NPOなど町田市で活動する皆さんの力を結集し、地域を活性化していくためのルール（自治基本条例）が必要だと考えられます。